

資

料

資料1 自然公園等施設の整備状況

(1) 国立 国定公園

年度	公園名	事業名	事業 か所	事業概要	事業費 <small>千円</small>
46	大山隠岐 国立公園	大山寺駐車 場舗装事業	大山町	面積 11,166 m ² 収容能力 206 台	20,000
		バス発着所 舗装事業	〃	面積 1,455 m ²	1,700
	山陰海岸 国立公園	城原園路整 備事業	岩美町	安全柵 L = 633 m	5,000
		鳥取砂丘 清掃施設設 置事業	鳥取市	焼却炉 1、空缶圧縮機 1	2,415
		砂丘道路 チューノブ 植栽事業	福部村	ガフス粉砕機 1 ゴカゴ28 収容棟 (9.8 m ²) 1 棟	
	氷ノ山・後 山・那岐山 国定公園	砂丘道路	〃	植栽延長 1,135 m	572
		チューノブ 植栽事業	〃	チューノブ球根 57,200 球	
		雨滝園地 整備事業	国府町	面積 1,018 m ²	2,000
		小計			31,687
	47	大山隠岐 国立公園	大山頂上歩 道	大山町	延長 1,821 m、柵延長 1,712 m 制礼 43 本
清掃設備			溝口町	ごみ焼却炉、空缶圧縮機 ガフス粉砕機	3,000
山陰海岸 国立公園		鳥取砂丘道 路	福部村	アスファルト補装 L = 648.6 m W = 7.0 m	29,200
		鳥取砂丘道 路補償工事	福部村	バス停 1 国道拡巾 L = 18.8 m W = 3.0 m ~ 0 m	6,700
		歩道	〃	L = 188 m W = 3 m ~ 1.5 m	

年度	公園名	事業名	事業 か所	事業概要	事業費 千円
47	氷ノ山・後山・那岐山 国立公園	雨滝歩道	国府町	L = 1852.5 m W = 1.5 m	3,400
	小計				44,500
48	大山隠岐 国立公園	大平源清掃 設備	江府町	ごみ焼却炉、機械収納棟 電気設備一式	3,000
	山陰海岸 国立公園	鳥取砂丘駐 車場	福部村	面積 6,591 m ²	14,600
		鳥取砂丘道 路	鳥取市	アスファルト舗装 L = 460 m W = 7.0 m	25,200
				アスファルト舗装 L = 340 m W = 7.0 m	18,200
	氷ノ山・後山・那岐山 国立公園	芦津園地	智頭町	園地 L = 2,500 m W = 1.5 m 駐車場面積 1,000 m ² 砂利敷 公衆便所 18.6 m ²	11,800
	小計				72,800
49	大山隠岐 国立公園	大山自然科 学館	大山町	RC二階建 延 39,410 m ²	50,600
	山陰海岸 国立公園	鳥取砂丘排 水処理施設	鳥取市 福部村	排水管 HP ϕ 200 mm L = 1,500 m LP ϕ 150 mm L = 1,100 m ϕ 200 mm L = 650 m 圧送ポンプ 3ヶ所 沈澱池 電気設備汚泥槽	102,250
	比婆道後 帝 釈 国立公園	船通山歩道	日南町	L = 1,170 m W = 1.0 ~ 1.5 m 簡易施設	3,000

年度	公園名	事業名	事業 か所	事業概要	事業費 千円
49				(指導標10基、案内板2基)	
	小計				155,850
50	大山隠岐 国立公園	鍵掛峠園地	江府町	公衆便所 RC 2,688 m ² 駐車場 528 m ² 給排水工事一式	10,000
	氷ノ山・後 山 那岐山 国定公園	氷ノ山野営 場	若桜町	野営場 9,000 m ² 300人収容 取合車道 L = 506 m W = 3.0 m 炊事場 22.8 m ² 2棟 便所 18.6 m ² 2棟 給水施設 電気工事一式	28,000
	小計				38,000
51	大山隠岐 国立公園	大山自然科学 館展示整備	大山町	動植物、地形、地質コーナー整備	8,000
	山陰海岸 国立公園	浦富駐車場 整備	岩美町	駐車場舗装 2,299 m ²	7,800
		鳥取砂丘道 路整備	福部村	ロノクネ ト 655 m ² 砂防柵 L = 182 m H = 95 cm	5,000
	氷ノ山・後 山 那岐山 国定公園	氷ノ山野営 場	若桜町	サイト造園 4,032 m ² 歩道 L = 260 m W = 1.5 m 取付車道 L = 198 m W = 3.0 m	29,000
	小計				49,800
52	大山隠岐 国立公園	大山自然科学 館展示整備	大山町	動植物、地形、地質コーナー整備	11,000
	小計				11,000

年度	公園名	事業名	事業 か所	事業 概要	事業費
53	大山隠岐 国立公園	榎原駐車場	大山町	駐車場造成	24,000 ^{千円}
		大山自然科学 学館展示整 備	大山町	人文コーナー整備	10,000
	小 計				34,000
54	大山隠岐 国立公園	大平原 園地整備	江府町	駐車場舗装（アスファルト） 2,500㎡	10,000
		榎 原 園地整備	大山町	芝生広場造成 11,506㎡	20,000
		一向平 野営場整備	東伯町	テントサイト整備 2,146㎡ 炊 事 場 36.1㎡ 1 棟 公衆便所 33.3㎡ 1 棟 給水施設 1 式	12,000
	小 計				42,000
	合 計				479,637

(2) 県立公園 (単県補助事業)

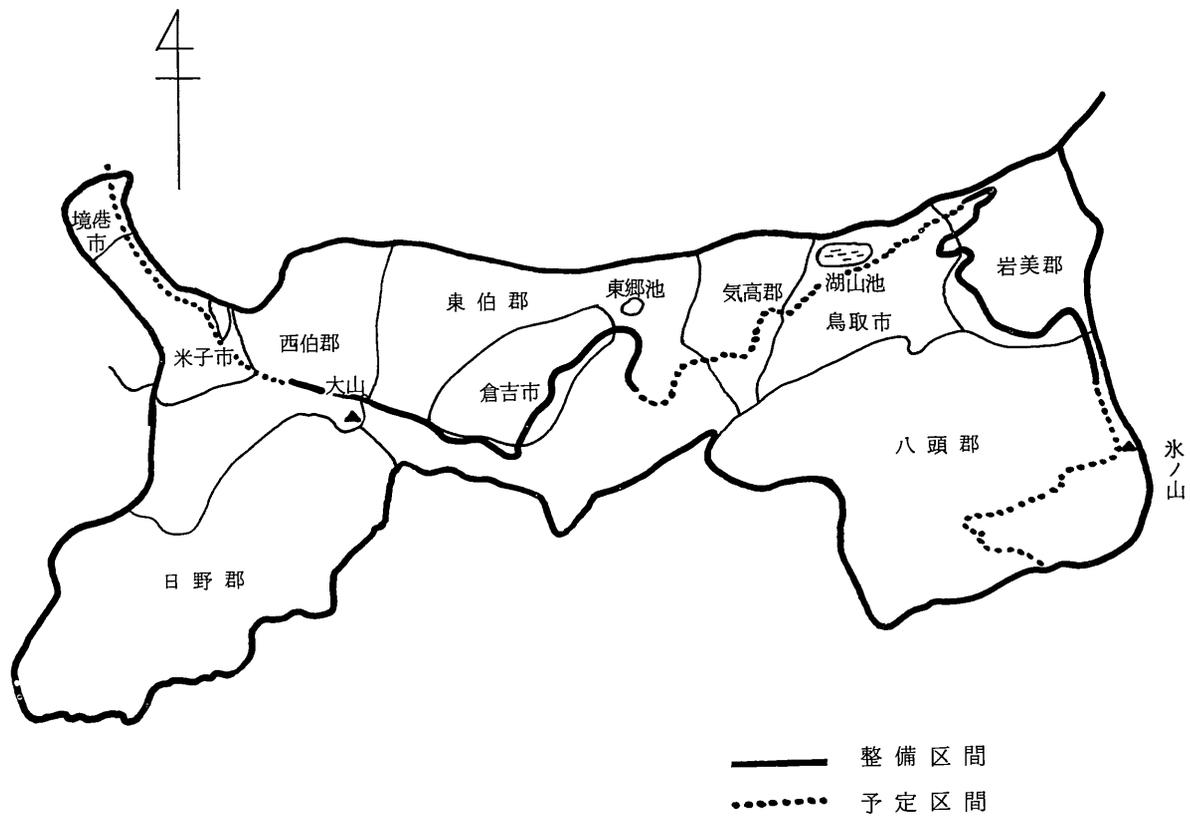
年度	公園名	事業名	事業 か所	事業概要	事業費 千円
46	三朝東郷湖 県立公園	打吹公園公 衆便所	倉吉市	1棟 26 m ²	1,000
		馬の山車道	〃	L = 654 m W = 4 m	2,400
	奥日野 県立公園	鉢伏山駐車 場	〃	面積 1,875 m ² 収容力 バス5台 小型車52台	2,000
		滝山公園園 地	日野町	歩道 826 m 東屋 14 m ² 3棟	2,600
	小計			8,000	
47	三朝東郷湖 県立公園	打吹公園 歩道	倉吉市	L = 491.7 m W = 2.0 m	1,000
		滝山公園歩 道	日野町	L = 516.8 m W = 1.0 m	1,800
	小計			2,800	
48	三朝東郷湖 県立公園	打吹公園歩 道	倉吉市	L = 465.8 m W = 2.0 m	1,000
		三徳山歩道	三朝町	L = 314.8 m W = 1.5 m	2,400
	奥日野 県立公園	滝山公園芝 張	日野町	面積 1,508.6 m ²	1,000
	小計			4,400	
49	三朝東郷湖 県立公園	打吹公園園 地	倉吉市	歩道 L = 400 m W = 1.5 m 清掃設備、焼却炉1基	2,000
		奥日野 県立公園	滝山公園休 憩舎	日野町	鉄骨カフートタン葺 35 m ² 簡易施設 (ベンチ2基)
	奥日野 県立公園	石霞溪歩道	日南町	L = 700 m W = 2.0 m	3,500
		小計			6,500

年度	公園名	事業名	事業 か所	事業概要	事業費 千円		
50	奥日野 県立公園	鶴、池公園歩 道	日野町	L = 485 m W = 1.5 m	2,000		
		石霞溪歩道	日南町	L = 110.2 m W = 1.0 m	1,500		
	小計				3,500		
51	奥日野 県立公園	鶴、池園地	日野町	給水槽 1基、 給水管 200 m	2,000		
				洗場 1ヶ所			
	小計				2,000		
52	三朝東郷湖 県立公園	大平山園地	倉吉市	遊歩道 L = 687.8 m W = 1.5 m	3,000		
				取付道路 L = 28.5 m W = 2.0 m			
				植栽(サクフ) 85本			
奥日野 県立公園	鶴、池園地	日野町	整地 10,000 m ²	2,000			
			便所 2棟				
	小計				5,000		
53	奥日野 県立公園	鶴、池園地	日野町	整地 9,860 m ²	2,000		
				張芝 1,220 m ²			
三朝東郷湖 県立公園	大平山園地	倉吉市	広場整備 4,363 m ² 取付道 45 m	2,000			
			排水溝 218 m				
	浅津駐車場	羽合町	駐車場舗装 1,240 m ²	2,000			
			三朝駐車場		三朝町	駐車場舗装 584 m ² 案内板 1基	
			外柵 85 m	2,000			
	小計				8,000		
	三朝東郷湖 県立公園	大平山園地	倉吉市	駐車場造成 982 m ²	2,000		
				打吹公園	倉吉市	休憩所 39.29 m ² 1棟	3,000
				三朝園地	三朝町	休憩所 160 m ² 1棟	2,000
	小計				7,000		
	合計				47,200		

(3) 中国自然歩道

年度	整備路線名	事業か所	事業概要	事業費
5 2	川床 一向平線 歩 道	大山町 東伯町	歩道改良 L = 9,039 m W = 1.5 m 吊橋 L = 4 5 m W = 1.0 m (大山隠岐国立公園内)	29,800 ^{千円}
	岩戸 大谷線 歩 道	岩美町 福部村	歩道新設 L = 4,030 m W = 1.5 m 公衆便所 1 棟 (山陰海岸国立公園内)	30,200
	小 計			60,000
5 3	川床・赤松線 歩 道	大山町	歩道新設 L = 549 m W = 1.5 m 休憩舎 1 棟 歩道改良 L = 4,067 m W = 1.5 m (大山隠岐国立公園内)	27,200
	雨滝 扇ノ山線 歩 道	国府町 岩美町	歩道新設 L = 5,552 m W = 1.0 m~1.5 m 歩道改良 L = 5,500 m W = 1.0 m~1.5 m 橋 L = 15 m W = 1.5 m 休憩舎 1 棟 (氷ノ山・後山・那岐山国定公園内)	32,800
	小 計			60,000
5 4	雨滝・大谷線 歩 道	鳥取市 国府町 岩美町 福部村	歩道新設 7,000 m 標識設置 46,500 m 休憩舎 4 棟 公衆便所 1 棟	45,000
	一向平 三朝線 歩 道	倉吉市 東伯町 関金町 東郷町 三朝町	歩道新設 2,700 m 標識設置 46,000 m 休憩舎 2 棟 公衆便所 3 棟	36,000
	小 計			81,000
	合 計			201,000

昭和54年度までの整備状況



資料2 昭和53年度常時監視測定結果の他県との比較

1 概 要

昭和53年度に中国5県で行われた環境大気測定局の測定結果のうち、環境基準物質について比較したものである。

各物質（二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント）についての比較は表1～表5のとおりである。

注1 各表中数値は、昭和53年度「一般環境大気測定局測定結果報告」環境庁大気保全局大気規制課編昭和54年12月から抜すい。

注2 局数について、上段は設置主体が市町村を含めた数、下段（ ）内は設置主体が都道府県の数。

注3 複数局ある岡山、広島、山口の各県については、測定結果の最小局と最大局の測定数値を掲げた。

2 各物質の比較

表(1)～表(5)のとおり

表(1) 二酸化硫黄の比較

都 道 府 県	区 分 局 数	年平均値	1時間値が0.1ppm をこえた時間数 とその割合		日平均値が0.04ppmを こえた日数 とその割合		1時間値 の最高値	日平均値 の2% 除外値
		(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)
		鳥 取	2 (2)	0.005 ∧ 0.010	0	0	0	0
鳥 根	1 (国設)	0.004	16	0.2	0	0	0.20	0.018
岡 山	55 (22)	0.005 ∧ 0.025	0 ∧ 27	0 ∧ 0.3	0 ∧ 19	0 ∧ 5.3	0.05 ∧ 0.20	0.011 ∧ 0.047
広 島	45 (20)	0.005 ∧ 0.023	0 ∧ 7	0.0 ∧ 0.1	0 ∧ 6	0 ∧ 1.7	0.04 ∧ 0.16	0.011 ∧ 0.040
山 口	62 (34)	0.006 ∧ 0.019	0 ∧ 14	0.0 ∧ 0.2	0 ∧ 4	0 ∧ 1.3	0.05 ∧ 0.16	0.011 ∧ 0.038

表(2) 一酸化炭素の比較

都 道 府 県	局 数	区 分 数	年平均値 (ppm)	8時間値が20ppmをこ えた回数とその割合		日平均値が10ppmをこ えた日数とその割合		1時間値 の最高値 (ppm)	日平均値 の2% 除外値 (ppm)
				(回)	(%)	(日)	(%)		
鳥取	1 (1)		0.6	0	0	0	0	11	1.4
島根	1 (国設)		0.6	0	0	0	0	5	1.2
岡山	2 (1)		0.7 } 1.1	0	0	0	0	4 } 6	1.4 } 2.0
広島	1 (国設)		0.3	0	0	0	0	2	0.8
山口	5 (5)		1.5 } 2.5	0	0	0	0	4 } 13	2.0 } 4.1

表(3) 浮遊粒子状物質の比較

都 道 府 県	局 数	区 分 数	年平均値 (mg/m ³)	1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時間 数とその割合		日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数 とその割合		1時間値 の最高値 (mg/m ³)	日平均値 の2% 除外値 (mg/m ³)
				(時間)	(%)	(日)	(%)		
鳥取	1 (1)		0.025	0	0	0	0	0.15	0.053
島根	—		—	—	—	—	—	—	—
岡山	—		—	—	—	—	—	—	—
広島	11 (4)		0.035 } 0.077	3 } 306	0.1 } 3.7	2 } 73	0.6 } 20.9	0.21 } 0.93	0.079 } 0.210
山口	—		—	—	—	—	—	—	—

表(4) 窒素酸化物の比較

都道府県	区分局数	一酸化窒素 (NO)			二酸化窒素 (NO ₂)				窒素酸化物 (NO+NO ₂)				
		年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値	日平均値が0.06 ppmを越えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	NO ₂
						(ppm)	(ppm)						(ppm)
		(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
鳥取	1 (1)	0.006	0.21	0.027	0.011	0	0	0.08	0.020	0.016	0.26	0.047	65.9
島根	1 (国設)	0.004	0.10	0.013	0.004	0	0	0.02	0.008	0.008	0.11	0.020	49.5
岡山	41 (22)	0.002	0.07	0.006	0.005	0	0	0.04	0.013	0.008	0.09	0.017	32.5
		∧	∧	∧	∧	∧	∧	∧	∧	∧	∧	∧	∧
広島	31 (15)	0.002	0.05	0.005	0.006	0	0	0.05	0.016	0.009	0.11	0.029	37.7
		∧	∧	∧	∧	∧	∧	∧	∧	∧	∧	∧	∧
山口	26 (22)	0.003	0.08	0.017	0.007	0	0	0.05	0.015	0.013	0.10	0.037	42.4
		∧	∧	∧	∧	∧	∧	∧	∧	∧	∧	∧	∧
		0.022	0.59	0.096	0.025	0	0	0.10	0.041	0.047	0.60	0.123	74.9

(注) ザルツマン係数0.84の吸光光度法で測定した結果

表(5) オキシダントの比較

都 道 府 県	区 分 局 数	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値が0.06 ppmを越えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12 ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
		(日)	(時間)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
鳥取	1 (1)	107	1,579	0	0	0	0	0.06	0.037
島根	1 (国設)	346	4,953	64	516	1	2	0.13	0.051
岡山	34 (18)	212	3,125	11	42	0	0	0.09	0.034
		365	5,384	95	534	5	10	0.16	0.049
広島	22 (9)	75	1,855	9	26	0	0	0.08	0.032
		363	5,274	114	592	4	6	0.16	0.054
山口	18 (13)	51	761	5	11	0	0	0.07	0.006
		364	5,176	77	344	1	2	0.11	0.041

資料3 ばい煙発生施設に係る窒素酸化物規制の経緯

	第1次規制 (48年8月)	第2次規制 (50年12月)	第3次規制 (52年6月)	第4次規制 (54年8月)
規制の概要	(i) NO _x 排出基準の設定 ……大型ボイラー、大型加熱炉及び硝酸製造施設	(i) 排出基準値の強化 (ii) 規制対象施設の規模の拡大 ……中型のボイラー及び加熱炉 (iii) 規制対象施設の種類の拡大 ……大型のセメント焼成炉及びコークス炉	(i) 排出基準値の強化 (ii) 規制対象施設の規模の拡大 ……小型のボイラー及び加熱、中型のセメント炉及びコークス炉 (iii) 規制対象施設の種類の拡大 ……焼結炉、アルミナ焼成炉及び廃棄物焼却炉	(i) 排出基準値の強化 (ii) 規制対象施設の規模の拡大 ……小型のボイラー、焼結炉、アルミナ焼成炉、金屈加熱炉、廃棄物焼却炉 (iii) 規制対象施設の種類の拡大 ……ガス発生炉、加熱炉、燐焼炉、ばい焼炉等の施設
規制対象施設数	約 1,500 (全ばい煙発生施設の1.1%)	約 3,400 (2.5%)	約 13,000 (9.5%)	約 105,000 (72.9%)
全ばい煙発生施設から排出されるNO _x 量に占める規制対象施設からのNO _x 量の割合	38%	44%	73%	95%

(注) 昭和55年版「環境白書」環境方編から抜すい。

資料4 はい煙発生施設に対する窒素酸化物排出基準一覧

(第4次規制後)

令別 番号 第1の 項号	はい煙発生施設 の種類	規模 (最大定 格排ガ ス量 万Nm ³ /h)	残存酸 素濃度 (百分 率)	排 出 基 準 値				
				48年8月9日までに 設置された施設	48年8月10日から50 年12月9日までに設 置された施設	50年12月10日から52 年6月17日までに設 置された施設	52年6月18日から54 年8月9日までに設 置された施設 52年6月18日から 52年9月9日まで に設置された液体 燃焼小型ボイラー	54年8月 10日以降 設置され た施設
1	①ガス専焼ボイラー	50以上 10~50 4~10 1~4 0.5~1 0.5未満	5%	130ppm 150ppm 59.8.10から150ppm	130ppm 150ppm 59.8.10から150ppm	100ppm 130ppm 150ppm 59.8.10から150ppm	60ppm 100ppm 130ppm 150ppm	60ppm 100ppm 130ppm 150ppm
	②石炭燃焼ボイラー (天井バーナー)	10以上 4~10 1~4 0.5~1 0.5未満	6%	650ppm 59.8.10から650ppm	480ppm 650ppm 59.8.10から650ppm	480ppm 650ppm 59.8.10から650ppm	400ppm	400ppm
	③石油燃焼ボイラー (火炬分割壁型火 炬燃焼炉 14万kcal/h以上)	10以上 4~10 1~4 0.5~1 0.5未満	6%	55.4.30まで750ppm 55.5.1から550ppm 59.8.10から550ppm	480ppm 55.4.30まで750ppm 55.5.1から550ppm 59.8.10から550ppm	480ppm 55.4.30まで750ppm 55.5.1から550ppm 59.8.10から550ppm	400ppm	400ppm
	④石油燃焼ボイラー (②、③以外)	10以上 4~10 1~4 0.5~1 0.5未満	6%	55.4.30まで750ppm 55.5.1から480ppm	480ppm 57.8.9まで750ppm 57.8.10から480ppm	480ppm 57.8.9まで750ppm 57.8.10から480ppm	400ppm	400ppm
	⑤固体燃焼ボイラー (②~④以外)	10以上 4~10 1~4 0.5~1 0.5未満	6%	55.4.30まで600ppm 55.5.1から480ppm	480ppm 57.8.9まで600ppm 57.8.10から480ppm	480ppm 57.8.9まで600ppm 57.8.10から480ppm	400ppm	400ppm
	⑥排脱付液体燃焼ボ イラー (原油ターナル 100万Nm ³ /h 未満 ※2)	50~100 10~50 4~10 1~4 0.5~1 0.5未満	4%	280ppm 55.10.1から280ppm 59.8.10から280ppm	180ppm 280ppm 55.10.1から280ppm 59.8.10から280ppm	150ppm 280ppm 55.10.1から280ppm 59.8.10から280ppm	130ppm 150ppm 180ppm	130ppm 150ppm 180ppm
	⑦液体燃焼ボイラー (原油ター ナル⑥以外) ※2	50以上 10~50 4~10 1~4 0.5~1 0.5未満	4%	55.4.30まで280ppm 55.5.1から180ppm 55.5.1から190ppm	180ppm 57.8.9まで280ppm 57.8.10から250ppm 55.10.1から250ppm 59.8.10から250ppm	180ppm 57.8.9まで280ppm 57.8.10から250ppm 55.10.1から250ppm 59.8.10から250ppm	130ppm 150ppm 180ppm	130ppm 150ppm 180ppm
	⑧排脱付液体燃焼ボ イラー (原油ターナル以外 100万Nm ³ /h 未満 ※2)	50~100 10~50 4~10 1~4 0.5~1 0.5未満	4%	190ppm 55.5.1から230ppm 55.10.1から250ppm 59.8.10から250ppm	180ppm 55.5.1から250ppm 55.10.1から280ppm 59.8.10から280ppm	150ppm 55.5.1から250ppm 55.10.1から280ppm 59.8.10から280ppm	130ppm 150ppm 180ppm	130ppm 150ppm 180ppm
	⑨液体燃焼ボイラー (⑥~⑧以外)	50以上 10~50 4~10 1~4 0.5~1 0.5未満	4%	55.4.30まで230ppm 55.5.1から180ppm 55.5.1から190ppm	180ppm 55.5.1から230ppm 55.10.1から250ppm 59.8.10から250ppm	150ppm 55.5.1から230ppm 55.10.1から250ppm 59.8.10から250ppm	130ppm 150ppm 180ppm	130ppm 150ppm 180ppm
2	①ガス発生炉加熱炉 水蒸気発生炉 ②天井バーナー (燃焼方式)		7%	57.8.10から170ppm	57.8.10から170ppm	57.8.10から170ppm	57.8.10から170ppm	150ppm
	③ペレット燃焼炉 (ガス燃焼)	1以上 1未満	15%	57.8.10から540ppm	57.8.10から540ppm	57.8.10から540ppm	220ppm 57.8.10から540ppm	220ppm
	④焼結炉 (①以外のペレ ット燃焼炉)	1以上 1未満	15%	57.8.10から300ppm	57.8.10から300ppm	57.8.10から300ppm	220ppm 57.8.10から300ppm	220ppm
	⑤フェロマンガ ン製 造用焼結炉 (①、②以外)	10以上 1~10 1未満	15%	55.5.1から260ppm 55.5.1から270ppm 57.8.10から800ppm	55.5.1から260ppm 55.5.1から270ppm 57.8.10から800ppm	55.5.1から260ppm 55.5.1から270ppm 57.8.10から800ppm	220ppm 220ppm 57.8.10から800ppm	220ppm
	⑥焼結炉 (①~③以外)	10以上 1~10 1未満	15%	55.5.1から260ppm 55.5.1から270ppm 57.8.10から300ppm	55.5.1から260ppm 55.5.1から270ppm 57.8.10から300ppm	55.5.1から260ppm 55.5.1から270ppm 57.8.10から300ppm	220ppm 220ppm 57.8.10から300ppm	220ppm
	⑦アルミナ製造用 焼結炉 (⑤以外)	1以上 1未満	10%	57.8.10から350ppm	57.8.10から350ppm	57.8.10から350ppm	200ppm 57.8.10から350ppm	200ppm
	⑧フェロマンガ ン製 造用焼結炉 (⑦以外)	1以上 1未満	10%	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	200ppm	200ppm
	⑨フェロマンガ ン製 造用焼結炉 (⑦以外)		14%	57.8.10から400ppm	57.8.10から400ppm	57.8.10から400ppm	220ppm	220ppm
	⑩焼結炉 (⑦以外)		14%	57.8.10から250ppm	57.8.10から250ppm	57.8.10から250ppm	220ppm	220ppm
	⑪溶鉱炉		15%	57.8.10から120ppm	57.8.10から120ppm	57.8.10から120ppm	100ppm	100ppm
4	⑫金屈溶解炉 ※3		12%	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	180ppm	180ppm

註 ※1 電気炉(熱源として電気を使用するもの)を除く

※2 液体燃焼ボイラーのうち昭和52年9月10日前に設置された排出ガス量が0.5万Nm³/h未満の過負荷燃焼のものは、適用除外される。

※3 キュポフは適用除外される。

※4 昭和54年8月10日以降設置された硫酸製造用反応炉(NO₂触媒)の残存酸素濃度は、6%である。

※5 特殊廃棄物焼却炉とは、「ニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの」をいう。

※6 昭和55年版「環境白書」環境庁編から抜粋

6	①	アジアントチェーン型金属加熱炉	10以上 4~10 1~4 0.5~1 0.5未満	11%	55.4 30まで220ppm 55.5.1から200ppm 200ppm	55.5.1から200ppm 55.5.1から200ppm 55.5.1から200ppm 57.8.10から200ppm	200ppm	100ppm 150ppm	100ppm 150ppm 180ppm	100ppm 150ppm 180ppm	
		②	鍛接鋼管用金属加熱炉	10以上 1~10 0.5~1 0.5未満	11%				100ppm	110ppm 180ppm 150ppm 180ppm	100ppm 180ppm 150ppm 180ppm
		③	金属加熱炉 (①, ②以外)	10以上 4~10 1~4 0.5~1 0.5未満	11%	55.4 30まで220ppm 55.5.1から160ppm 55.4 30まで220ppm 55.5.1から170ppm 57.8.9まで200ppm 55.8.10から170ppm 55.5.1から170ppm 57.8.10から200ppm	55.30まで200ppm 55.5.1から160ppm 55.4.30まで200ppm 55.5.1から170ppm 57.8.9まで200ppm 57.8.10から170ppm 55.5.1から170ppm 57.8.10から200ppm	100ppm 150ppm	100ppm 130ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm	
7	①	掛脱付石油加熱炉	10以上 4~10 1~4 0.5~1 0.5未満	6%	55.4 30まで210ppm 55.5.1から170ppm 180ppm	55.5.1から170ppm 55.5.1から190ppm 57.8.10から200ppm	170ppm	100ppm 150ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm	
		②	エチレン分解炉	10以上 4~10 1~4 0.5~1 0.5未満	6%	55.5.1から170ppm 57.8.10から180ppm 55.5.1から180ppm 57.8.10から200ppm	55.5.1から170ppm 57.8.10から180ppm 55.5.1から180ppm 57.8.10から200ppm	100ppm 150ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm	
	③	エチレン分解炉 (甲床式バーナー)	10以上 4~10 1~4 0.5~1 0.5未満	6%	55.5.1から170ppm 57.8.10から280ppm 55.5.1から180ppm 57.8.10から200ppm	55.5.1から170ppm 57.8.10から280ppm 55.5.1から180ppm 57.8.10から200ppm	100ppm 150ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm		
	④	エチレン独立過熱炉 メタノール改質炉	10以上 4~10 1~4 0.5~1 0.5未満	6%	55.5.1から170ppm 57.8.10から180ppm	55.5.1から170ppm 57.8.10から180ppm	100ppm	100ppm	100ppm	100ppm	
	⑤	エチレン独立過熱炉 メタノール改質炉 (空気予熱器付)	10以上 4~10 1~4 0.5~1 0.5未満	6%	55.5.1から170ppm 57.8.10から430ppm	55.5.1から170ppm 57.8.10から430ppm	100ppm	100ppm	100ppm	100ppm	
	⑥	アンモニア改質炉	10以上 4~10 1~4 0.5~1 0.5未満	6%	55.5.1から170ppm 55.5.1から180ppm 57.8.10から200ppm	55.5.1から170ppm 55.5.1から180ppm 57.8.10から200ppm	100ppm 150ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm		
	⑦	石油加熱炉 (①~⑥以外)	10以上 4~10 1~4 0.5~1 0.5未満	6%	55.4.30まで210ppm 55.5.1から170ppm 180ppm	55.5.1から170ppm 55.5.1から180ppm 57.8.10から220ppm	170ppm	100ppm 150ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm	
8		触媒再生塔		6%	57.8.10から300ppm	57.8.10から300ppm	57.8.10から300ppm	57.8.10から300ppm	57.8.10から300ppm	250ppm	
8		燃焼炉		8%	57.8.10から300ppm	57.8.10から300ppm	57.8.10から300ppm	57.8.10から300ppm	57.8.10から300ppm	250ppm	
9	①	石灰焼成炉 (ガス燃焼ロー タリーキルン)		15%	57.8.10から300ppm	57.8.10から300ppm	57.8.10から300ppm	57.8.10から300ppm	57.8.10から300ppm	250ppm	
		②	セメント焼成炉 (湿式)	10以上 10未満	10%			250ppm	250ppm 350ppm	250ppm 350ppm	
	③	セメント焼成炉 (②以外)	10以上 10未満	10%	56.1から480ppm	56.4.1から480ppm	250ppm	250ppm 350ppm	250ppm 350ppm		
	④	耐火物原料, 耐火 レンガ製造用焼成 炉		18%	57.8.10から450ppm	57.8.10から450ppm	57.8.10から450ppm	57.8.10から450ppm	400ppm		
	⑤	板ガラス, ガラス 繊維製造用溶融炉		15%	57.8.10から400ppm	57.8.10から400ppm	57.8.10から400ppm	57.8.10から400ppm	360ppm		
	⑥	フリット, 光学ガ ラス, 電気ガラス 製造用溶融炉		16%	57.8.10から900ppm	57.8.10から900ppm	57.8.10から900ppm	57.8.10から900ppm	800ppm		
	⑦	その他ガラス製造 用溶融炉		15%	57.8.10から500ppm	57.8.10から500ppm	57.8.10から500ppm	57.8.10から500ppm	450ppm		
	⑧	その他焼成炉, 溶 融炉		15%	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	180ppm		
10	①	反応炉, 直火炉 (②, ③以外)		6%	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	180ppm		
		②	硫酸カリウム製造 用反応炉		6%	57.8.10から250ppm	57.8.10から250ppm	57.8.10から250ppm	57.8.10から250ppm	180ppm	
	③	硫酸製造用反応炉 (NOx触媒)		15% ※4	57.8.10から700ppm	57.8.10から700ppm	57.8.10から700ppm	57.8.10から700ppm	180ppm		
11		乾燥炉		16%	57.8.10から250ppm	57.8.10から250ppm	57.8.10から250ppm	57.8.10から250ppm	230ppm		
13	①	浮遊回転燃焼式廃 却炉 (連続炉)	4以上 4未満	12%	57.8.10から900ppm	57.8.10から900ppm	57.8.10から900ppm	450ppm 57.8.10から900ppm	450ppm		
		②	特殊廃棄物焼却炉 (連続炉) ※5	4以上 4未満	12%	57.8.10から300ppm 57.8.10から900ppm	57.8.10から300ppm 57.8.10から900ppm	57.8.10から300ppm 57.8.10から900ppm	250ppm 57.8.10から900ppm	250ppm 700ppm	
	③	廃棄物焼却炉 (連続炉①, ②以外)	4以上 4未満	12%	57.8.10から300ppm	57.8.10から300ppm	57.8.10から300ppm	250ppm 57.8.10から300ppm	250ppm		
	④	廃棄物焼却炉 (連続炉以外)	4以上	12%				250ppm	250ppm		

4	① 銅、鉛、亜鉛精錬用焙焼炉	14%	57.8.10から250ppm	57.8.10から250ppm	57.8.10から250ppm	57.8.10から250ppm	220ppm	
	② " 焼結炉	15%	57.8.10から300ppm	57.8.10から300ppm	57.8.10から300ppm	57.8.10から300ppm	220ppm	
	③ " 溶鉱炉 (④、⑤以外)	15%	57.8.10から120ppm	57.8.10から120ppm	57.8.10から120ppm	57.8.10から120ppm	100ppm	
	④ 亜鉛精錬用溶鉱炉のうち 鋳滓処理炉 (石炭、コークスを燃料・還元剤とするもの)	15%	57.8.10から450ppm	57.8.10から450ppm	57.8.10から450ppm	57.8.10から450ppm	450ppm	
	⑤ 亜鉛精錬用溶鉱炉のうち 立型蒸留炉	15%	57.8.10から230ppm	57.8.10から230ppm	57.8.10から230ppm	57.8.10から220ppm	100ppm	
	⑥ 溶解炉 (⑦~⑨以外)	12%	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	180ppm	
	⑦ 鉛精錬用溶解炉のうち 精製炉 (アンモニアを還元剤とするもの)	12%	57.8.10から330ppm	57.8.10から330ppm	57.8.10から330ppm	57.8.10から330ppm	330ppm	
	⑧ 亜鉛精錬用溶解炉のうち 亜鉛・カドミウム精溜炉 (LPG, COG燃焼)	12%	57.8.10から330ppm	57.8.10から330ppm	57.8.10から330ppm	57.8.10から330ppm	330ppm	
	⑨ 亜鉛精錬用溶解炉のうち 回転式亜鉛滓処理炉	12%	57.8.10から330ppm	57.8.10から330ppm	57.8.10から330ppm	57.8.10から330ppm	180ppm	
	⑩ 乾燥炉	16%	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	180ppm	
18	活性炭製造用反応炉	6%	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	180ppm	
21	① 燐等製造用焼成炉	15%	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	180ppm	
	② 燐等製造用溶解炉	15%	57.8.10から650ppm	57.8.10から650ppm	57.8.10から650ppm	57.8.10から650ppm	600ppm	
23	① トリポリリン酸ナトリウム製造用焼成炉	15%	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	180ppm	
	② トリポリリン酸ナトリウム製造用乾燥炉	16%	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	180ppm	
24	鉛二次製錬等用溶解炉	12%	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	180ppm	
25	鉛蓄電池製造用溶解炉	12%	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	180ppm	
26	① 鉛系顔料製造用溶解炉	12%	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	180ppm	
	② 鉛酸化物製造用溶解炉	0%	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	180ppm	
	③ 反射炉	15%	57.8.10から650ppm	57.8.10から650ppm	57.8.10から650ppm	57.8.10から650ppm	600ppm	
	④ 反応炉	6%	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	180ppm	
	⑤ 鉛酸化物、硝酸鉛製造用反応炉	0%	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	180ppm	
27	硝酸製造施設	0%	200ppm	200ppm	200ppm	200ppm	200ppm	
28	① コークス炉 (オート式)	10以上10未満	7%			200ppm	170ppm	170ppm
	② コークス炉 (①以外)	10以上10未満	7%	55.5.1から350ppm	55.5.1から350ppm	200ppm 55.5.1から350ppm	170ppm	170ppm

乗車 自動車排出ガス規制の適用

規制時期	規制内容	
	新車	継続生産車
ガソリンエンジン	新車	濃度規制 最高値 3.0% (普通自動車及び小型自動車(ガソリン車))
		" " 2.5% (同上) (乗用車の継続生産車45.1.1) (トラック・バスの継続生産車...45.4.1)
		" " 1.5% (普通自動車及び小型自動車(LPG車))
		" " 3.0% (軽自動車(ガソリン車, LPG車))
		重量規制 最高値 26g/km(ガソリン車)18g/km(LPG車)(軽・中量車)
		濃度規制 最高値 1.6%(ガソリン車)1.1%(LPG車)(重量車)
	使用過程車	重量規制 最高値 2.7g/km(乗用車)17.0g/km(トラック・バス)(軽・中量車)
		" " 最高値 85g/テスト(乗用車)130g/テスト(トラック・バス)(軽・中量車)
		濃度規制 最高値 4.5%
		" " 5.5%
		" " 4.5%
		0g/テスト(プロペバイ ガス還元装置義務付)
LPG車	新車	濃度規制 最高値 3.8g/km(ガソリン車)3.2g/km(LPG車)(軽・中量車)
		濃度規制 最高値 22.5g/km(2サイクル軽自動車)
		濃度規制 最高値 520ppm(ガソリン車)440ppm(LPG車)(重量車)
		重量規制 最高値 0.39g/km(乗用車)2.7g/km(トラック・バス)15.0g/km(2サイクル軽トラック)
		" " 最高値 9.5g/テスト(乗用車)17.0g/テスト(トラック・バス)(軽・中量車)
		70g/テスト(2サイクル軽トラック)(軽・中量車)
	使用過程車	排出ガス減少装置義務付 点火時期調整義務付
		濃度規制 最高値 1200ppm(4サイクル)7800ppm(2サイクル)
		重量規制 最高値 3300ppm(特殊)50.6.1より貨物車
		重量規制 最高値 3.0g/km(ガソリン車・LPG車)0.5g/km(2サイクル軽自動車)(軽・中量車)
		濃度規制 最高値 2200ppm(ガソリン車 LPG車)(重量車)
		重量規制 最高値 1.6g/km(乗用車)2.3g/km(トラック・バス)0.5g/km(2サイクル軽自動車)(軽・中量車)
自動車	新車	重量規制 最高値 11.0g/テスト(乗用車)20g/テスト(トラック・バス)
		" " 最高値 4.0g/テスト(2サイクル軽自動車)(軽・中量車)
		0.84g/km(1W1000kg以下乗用車(軽自動車を除く))(乗用車)
		最高値 0.5g/km(2サイクル軽乗用車)
		1.2g/km(1W1000kg超乗用車, 4サイクルの軽乗用車)
		8.0g/テスト(1W1000kg以下乗用車(軽自動車を除く))(乗用車)
	使用過程車	重量規制 最高値 4.0g/テスト(2サイクル軽乗用車)
		最高値 9.0g/テスト(1W1000kg超乗用車, 4サイクルの軽乗用車)
		濃度規制 最高値 1850ppm(ガソリン車, LPG車)(重量車)
		重量規制 最高値 0.48g/km(乗用車)
		" " 最高値 6.0g/テスト(乗用車)
		取高値 1.4g/km(トラック・バス)(軽自動車)取高値 1.6g/km(トラック・バス)(中量車)
ディーゼル車	新車	最高値 10g/テスト(トラック・バス)(軽自動車)最高値 11g/テスト(トラック・バス)(中量車・軽自動車)
		濃度規制 最高値 1390ppm(トラック・バス)(重量車)
		重量規制 最高値 0.84g/km(トラック・バス)(軽自動車)
		" " 最高値 8.0g/テスト(トラック・バス)(軽自動車)
		" " 最高値 1.26g/km(トラック・バス)(中量車)
		" " 最高値 9.5g/テスト(トラック・バス)(中量車)
	使用過程車	排出ガス減少装置義務付 点火時期調整義務付
		濃度規制 最高値 CO 980ppm HC 670ppm NOx590ppm(直噴式1000ppm)
		" " 500ppm(直噴式850ppm)
		" " 450ppm(直噴式700ppm)
		汚染度 50%
		" " 50%

(備考) (1) (軽量車)とは車両総重量1,700kg以下の普通自動車及び小型自動車をいう。
 (中量車)とは車両総重量1,700kgを超え、2,500kg以下の普通自動車及び小型自動車をいう。
 (重量車)とは車両総重量2,500kgを超える普通自動車及び小型自動車をいう(乗用車を除く)。
 (軽・中量車)とは軽量車、中量車、軽自動車及び車両総重量2,500kgを超える乗用車をいう。

(2) 規制時期の欄中()内は輸入車規制適用時期。
 (3) 50年度排出ガスのうち2サイクル軽乗用車の炭化水素については、52年9月30日までその適用を延期された(この間の暫定規制値は、10モード56g/km、11モード33g/テスト)。
 (4) 昭和55年版「環境白書」環境庁編から抜粋

資料 6

1. 公害関係事犯検挙状況

昭和54年(1月~12月)

法令別 署別	廃棄物 処 理		水濁法		砂 利 採取法		河川法		と 畜 場 法		自 然 公園法		漁 業 法 等		消 防 法		合 計		前 年 同 期	
	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
岩 美											1	2					1	2		
鳥 取	10	13															10	13	3	4
郡 家	1	1															1	1	3	5
智 頭	2	2															2	2	4	5
浜 村	2	2															2	2	3	3
倉 吉	15	15															15	15	1	1
八 橋	3	3															3	3		
米 子	3	4					1										4	4	4	4
境 港																			1	1
溝 口	7	7															7	7	9	8
黒 坂	1	2															1	2	2	6
合 計	44	49					1				1	2					46	51		
前年同期	27	34					3	3											30	37

(県警防犯課調べ)

2. 公害苦情取扱い状況

昭和54年(1月~12月)

態 様 処理状況	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壤 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭	そ の 他	合 計
	苦 情 受 理 件 数	1	5		10			4	15
処 理 状 況	話 合 い あ っ せ ん			1			1		2
	警 告			8			1	5	14
	検 挙							4	4
	他 機 関 へ 通 報		1		1		2		4
	措 置 不 能		1					4	5
検 討 中	1	3					2	6	
前年苦情受理件数	1	6		12	1		2	8	30

(県警防犯課調べ)

3 54年中検挙事例

署別	検挙月日	適用法令	事 犯 の 概 要
K	5 29	廃棄物処理法	倉吉市国府地内の貯水他にみだりに投棄されていた一般廃棄物約100㎡の中から、投棄被疑者6名を割出し検挙したもの。
M	7. 21	廃棄物処理法 河 川 法	被疑者は、廃棄物処理計画区域内である日野郡溝口町地内一級河川野上川河川敷に、自己の家屋解体に伴って生じたコンクリート片、廃材等の一般廃棄物約10tをみだりに投棄したものである。
T	7 27	廃棄物処理法	被疑者は廃棄物処理計画区域内である鳥取市久末地内個人所有山林に、建築工事に伴って生じたカンナ屑、板きれ等の一般廃棄物約2tをみだりに投棄したものである。
K	10 2	廃棄物処理法 河 川 法	被疑者は農業のかたわら養豚業を営むものであるが、廃棄物処理計画区域内である八頭郡郡家町地内一級河川私都川河川区域に、産業廃棄物たる豚のふん尿約3㎡をみだりに投棄したものである。
I	10 18	自然公園法 廃棄物処理法	被疑者等2名は、土建資材運搬業、建築業を営むものであるが、岩美郡福部村地内の山陰海岸国立公園内の山林に、建設廃材約30tをみだりに投棄、埋立し、許可なく形状変更を成したものである。

(県警防犯課調べ)

資料7 昭和54年度環境保全関係予算等の概要

◎ 環境保全課

(単位 千円)

事業名	54年度 予算額	備考
(目) 環境保全費		
清掃指導費	9,093	清掃施設整備指導費 3,600 産業廃棄物処理指導費 649 し尿浄化そう維持管理指導費 1,350 美化推進啓もう活動費 3,150 海水浴場整備促進指導費 344
環境保全行政費	6,546	公害諸費 1,833 公害対策審議会費 473 水質審議会費 269 環境保全推進費 509 公害紛争処理費 319 汚染物質排出量調査費 269 境港外港竹内地区埋立事業環境監視費 2,874
大気汚染防止対策費	10,705	条例施行費 1,139 環境汚染物質調査費 527 窒素酸化物等自動監視測定費 9,039
水質汚濁防止対策費	12,400	条例施行費 3,119 都市河川水質調査費 292 二級河川等調査費 405 海水浴場水質調査費 419 水質測定計画作成費 468 環境基準常時監視費 7,464 中海淡水化影響調査費 233
騒音防止対策費	11,699	
振動防止対策費	401	
悪臭防止対策費	912	
地盤沈下防止対策費	650	
計	52,406	

◎ 自然保護課

(単位：千円)

事業名	54年度 予算額	備考	
(目) 環境保全費			
自然環境保全 審議会費	1,097	自然環境保全審議会費	1,097
自然保護行政費	1,979	自然保護行政費	996
		自然環境保全地域指定調査費	983
自然保護対策費	21,202	自然保護用地購入事務費	790
		立木購入費	20,412
公園調査及び 管理費	15,038	大山遭難防止対策費	169
		公園計画等調査指導費	500
		国立公園施設管理費	13,322
		国定公園管理費	787
		国立公園調査委託費	20
		中国自然歩道施設管理費	240
公園等施設整備 事業費	45,555	大山隠岐国立公園施設整備事業費	42,000
		県立公園施設整備事業費	3,555
中国自然歩道整備 事業費	81,000	一向平・三朝線整備事業費	36,000
		雨滝・大谷線整備事業費	45,000
温泉行政費	1,289	温泉審議会費	1,289
温泉振興対策費	13,327	保養温泉地施設整備事業費	7,800
		温泉資源保全調査事業費	4,700
		温泉地調査指導監督費	827
大山自然科学館 展示事業費	2,318	大山自然科学館運営費	1,470
		大山自然科学館自然解説員設置費	848
自然環境保全調査費	5,000	植生調査、湖沼調査、河川調査	5,000
合計	187,805		

資料8 市町村の公害行政機構

市町村名	公害行政担当部・課名	公害対策審議会設置	公害対策協議会設置
鳥取市	下水環境部<環境課	○46. 4. 1	
米子市	厚生部環境検査室	○45. 10. 1	
倉吉市	福祉部環境課	○45. 11. 1	
境港市	民生部生活環境課	○47. 10. 5	
国府町	福祉課		
岩美町	町民課		
福部村	住民課		
郡家町	保健課		
船岡町	民生課		
河原町	保健課	○47 10. 2	
八東町	厚生課	○49 4. 1	
若桜町	町民課	○46. 3. 24	
用瀬町	福祉課		
佐治村	民生課		
智頭町	福祉課		○45. 7 27
気高町	民生課	○47. 1 10	
鹿野町	総務課		
青谷町	企画課	○46. 1. 20	
羽合町	町民課	○46. 10. 23	
泊村	企画課	○47 6 20	
東郷町	町民課	○46. 12. 22	
三朝町	町民課	○46. 4. 1	
関金町	町民課	○47. 1. 1	
北条町	保健課	○46. 10 1	
大栄町	保健課	○46. 10. 1	
東伯町	保健衛生課	○45. 9. 1	
赤碕町	保健衛生課	○46. 6. 1	
西伯町	企画開発課	○48. 3 24	
会見町	企画課		
岸本町	保健課		
日吉津村	環境保全課	○46. 8 31	
淀江町	企画室	○47. 7. 1	
大山町	企画室		
大名町	保健課	○47. 4. 1	
中山町	町民課		
中日町	企画室		
日野町	町民課		
江府町	保健課		
溝口町	経済課		

資料9 市町村の環境関係条例制定状況

条 例	公 布 日	施 行 日
鳥取市自然保護および環境保全条例	47. 10. 13	47. 10. 13
米子市環境保全条例	47. 6. 28	47. 7. 1
倉吉市公害防止条例	48. 9. 13	49. 1. 1
境港市公害防止条例	48. 12. 24	49. 6. 1
大栄町環境保全条例	48. 12. 14	49. 1. 1
大山町環境保全条例	48. 7. 2	48. 7. 2
赤碕町環境保全条例	49. 4. 1	49. 4. 1
東伯町環境保全条例	54. 10. 1	54. 10. 1
三朝町環境保全条例	54. 3. 27	54. 9. 26
関金町環境保全条例	53. 3. 29	53. 3. 29
西伯町環境保全条例	49. 3. 23	49. 3. 23
羽合町環境保全条例	49. 9. 30	49. 9. 30
東郷町環境保全条例	49. 10. 1	49. 10. 1

資料10 市町村の公害防止協定締結状況

市町村	締結企業（工場）等	業 種	締結年月日	備 考
鳥取市	光和アルミ(株)	アル 製建材製造	48.12.28	工業団地進出 企業との協定
	鳥取旭工業(株)	金 属 製 品	50.12.29	
	上原メノキ	〃	〃	
	春日井化工(株)	窯 業	〃	
	(株)山陰カッパ総合現像所	写 真 現 像	〃	
	旭メノキ(株)	金 属 製 品	〃	
	協同組合鳥取鉄工センター 他11社		51.7.26	
	(株)鳥取菓子工業センター 他5社	食 料 品 製 造	52.9.10	
	山根金属工業(株)	金 属 製 品	50.12.29	
	三洋製紙(株)	製 紙	50.12.29	
	鳥取三洋電気(株)	電 気 製 品	51.4.1	
鳥取県	工 業 試 験 場 汚 水 処 理 施 設	52.1.10		
米子市	米子市、加茂校区自治連合会	清 掃 工 場 建 設	52.8.19	
倉吉市	日本チップ工業(株)	木 材 ・ 木 製 品	47.2.16	
	(株)明治機械製作所	機 械	47.7.20	
	打吹建設(株)	アスファルトプフント	47.11.8	
	関金生コン(株)	生 コ ン プ フ ン ト	48.2.14	
	倉吉市農業協同組合	畜 産	49.9.27	
	神鋼機器工業(株)	機 械	50.2.21	
境 港 市	日本石油(株)	石 油	49.9.20	
福 部 村	同和建設(株)	アスファルトプフント	46.10.27	
国 府 町	寺本孝太良（養鶏）	畜 産	48.8.24	
	(有) 伊藤ブロイファ	〃	48.12.28	
郡 家 町	(株)藤原組	アスファルトプフント	51.12.9	
	郡家建設(株)	〃	51.11.25	
河 原 町	鳥取八木電子(株)	電 気 製 品 製 造	48.10.19	
八 東 町	昭和樹脂化工(株)	化 学 製 品	51.7.30	
	朝倉勲	畜 産	51.12.8	
	八東町農業協同組合	〃	53.4.15	
羽 合 町	倉吉魚市場(株)	水 産 食 料 品	47.6.1	
	鳥取県	天神川流域・下水道 終末処理場設置	51.4.30	
泊 村	富士西産業(株)	食 料 品 製 造	48.10.19	
北 条 町	岡本化学工業(株)	飼 料 ・ 肥 料 製 造	47.12.19	
	山陰自動車整備工業(株)	車 輜 整 備	50.9.20	
	中部建設協同組合	土 石	50.6.28	
	三陽合織(株)	紡 績	53.10.5	

市町村	締結企業（工場）等	業種	締結年月日	備考
北条町	前川菊次		52. 6. 13	
	北条町農業協同組合	ライスセンター	52. 3. 19	
大栄町	大栄町農業協同組合	ライスセンター	52. 11. 11	町立会人 (大根つけもの)
	(株)河 鶴	食料品製造	51. 11. 17	
	大栄町農業協同組合	木材木製品	52. 12. 20	町立会人 (パーク粉碎)
	扶桑木材(株)	建 材	47. 1. 20	
	倉吉家具工業(有)	家 具	50. 2. 5	
	鳥取サンシャインセンター	クローニング	50. 4. 11	
赤碕町	富士西産業(株)	食料品製造	48. 10. 28	県立会人
	赤碕町農業協同組合	農産物加工	51. 12. 15	
	赤碕生コン(株)	生コンプント	49. 12. 27	
	上野水産(株)	水産食料品	49. 1. 22	
	赤碕町農業協同組合	ライスセンター	53. 12. 7	
名和町	山陰畜産(株)	畜 産	48. 12. 14	
	枝谷純拓	〃	50. 10. 11	
	名和食鶏(有)	〃	54. 10. 24	
	(有)山水園	〃	51. 5. 10	
	山陰畜産(株)	〃	49. 6. 10	
大山町	(株)近畿北コン	生コンプント	48. 1. 31	
西伯町	江崎グノコ(株)	食料品製造	49. 11. 20	
淀江町	(株)大協組	土 石	49. 10. 21	
	山陰食鶏農業協同組合	畜 産	49. 5. 31	
	山本金属工業(株)	電気製品製造	48. 12. 28	
	(株)ツカサ製作所	〃	50. 12. 28	
日吉津村	王子製紙(株)	木材・木製品	51. 10. 8	
日野町	矢崎部品(株)	電気製品	51. 6. 1	
溝口町	藤本製薬(株)	医薬品製造	48. 7. 14	県立会人

索

引

- 表 1 優れた地形
- 表 2 優れた地質
- 表 3 優れた植物とその分布域
- 表 4 優れた動物とその生息域
- 表 5 鳥取県の自然公園
- 表 6 国立、国定公園における年度別許認可処理数調べ
- 表 7 自然公園の利用状況
- 表 8 昭和54年度自然公園等施設の整備状況
- 表 9 自然保護用地の買上状況
- 表 10 立木購入状況
- 表 11 自然環境を保全すべき地域一覧
- 表 12 昭和60年までに指定すべき自然環境保全地域一覧
- 表 13 自然環境保全地域等の指定状況
- 表 14 大気汚染に係る環境基準
- 表 15 自動測定機による二酸化硫黄濃度経年変化（鳥取市松並町）
- 表 16 自動測定機による二酸化硫黄濃度経年変化（日吉津村日吉津）
- 表 17 コンテナ方式による移動局測定結果（二酸化硫黄）
- 表 18 二酸化鉛法による硫黄酸化物濃度年平均値経年変化
- 表 19 二酸化鉛法による硫黄酸化物汚染度の評価
- 表 20 県内石油製品年度別使用量の推移
- 表 21 自動測定機による一酸化炭素濃度経年変化
- 表 22 コンテナ方式による移動局測定結果（一酸化炭素）
- 表 23 一酸化炭素濃度測定結果経年変化（鳥取市末広温泉町）
- 表 24 一酸化炭素濃度測定結果経年変化（米子市加茂町）
- 表 25 " (鳥取市松並町)
- 表 26 自動測定機による浮遊粒子状物質濃度経年変化
- 表 27 コンテナ方式による移動局測定結果（浮遊粒子状物質）
- 表 28 自動測定機による二酸化窒素濃度の経年変化
- 表 29 コンテナ方式による移動局測定結果（二酸化窒素）
- 表 30 自動測定機によるオキシダント昼間濃度の経年変化
- 表 31 コンテナ方式による移動局測定結果（オキシダント）
- 表 32 降下はいじん量の経年変化
- 表 33 大気汚染防止法に基づくはい煙発生施設種類別届出数
- 表 34 大気汚染防止法に基づく粉じん発生施設種類別届出数

- 表 35 粉じん関係特定施設と規模
- 表 36 粉じん関係特定施設に係る構造並びに使用及び管理に関する基準
- 表 37 公害防止条例に基づく粉じん関係特定施設種類別届出数
- 表 38 昭和54年度煙道中排ガス測定立入検査状況
- 表 39 大気関係監視延指導件数
- 表 40 生活環境基準項目のうちBOD又はCODの概要
- 表 41 生活環境に係る環境基準
- 表 42 三大河川の水質測定結果
- 表 43 都市河川の水質測定結果
- 表 44 二級河川の水質測定結果
- 表 45 諏訪湖、霞ヶ浦及び児島湖の環境基準のあてはめ並びに水質汚濁の状況
- 表 46 主要水域の環境基準
- 表 47 湖山池、東郷池、中海及び美保湾の環境基準達成のための施策
- 表 48 水質汚濁防止法の排水基準
- 表 49 上乗せ条例の排水基準
- 表 50 鳥取県公害防止条例の排水基準
- 表 51 水質汚濁防止法の特定事業場一覧表
- 表 52 鳥取県公害防止条例の汚水関係特定事業場一覧表
- 表 53 工場、事業場の指導状況
- 表 54 環境週間行事における自動車騒音測定調査結果
- 表 55 昭和54年度環境騒音実態調査結果
- 表 56 騒音に係る環境基準
- 表 57 一般的な騒音レベル
- 表 58 地域指定状況
- 表 59 騒音規制の区域の区分と用途地域の関係
- 表 60 特定工場等において発生する騒音についての規制基準
- 表 61 特定建設作業に伴って発生する騒音についての規制基準
- 表 62 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度
- 表 63 鳥取県公害防止条例による騒音関係特定施設の規模
- 表 64 鳥取県公害防止条例による深夜騒音の規制基準
- 表 65 航空機騒音に係る環境基準について
- 表 66 特定施設の種類別届出数
- 表 67 特定建設作業の種類別届出数
- 表 68 騒音関係特定施設届出数
- 表 69 地震と振動レベル
- 表 70 環境週間行事における道路交通振動測定調査結果
- 表 71 昭和54年度環境振動実態調査結果

表 72	地域指定状況
表 73	振動規制の区域の区分と用途地域の関係
表 74	特定工場等において発生する振動についての規制基準
表 75	特定建設作業に伴って発生する振動についての規制基準
表 76	振動規制法第 16 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における道路交通振動の限度
表 77	特定施設の種別届出数
表 78	特定建設作業の種別届出数
表 79	悪臭苦情受理件数
表 80	基準値以上の悪臭物質を測定した業種と施設数
表 81	悪臭規制地域内調査結果総括表
表 82	鳥取市内各水準点の地盤沈下量
表 83	水田土壌及び玄米中の重金属調査結果
表 84	魚介類調査
表 85	食品 PCB 汚染調査
表 86	廃棄物の分類
表 87	し尿処理施設の整備状況
表 88	ごみ処理施設（粗大ごみ処理施設を除く）整備状況
表 89	粗大ごみ処理施設
表 90	ごみ埋立処分地整備状況
表 91	保健所別し尿浄化そう設置基数
表 92	産業廃棄物処理専門部会で処理を検討している産業廃棄物の処理の現況
表 93	鳥取県公害防止資金貸付制度
表 94	公害防止資金貸付実績
表 95	施設別貸付実績
表 96	中小企業設備近代化資金貸付実績
表 97	中小企業金融公庫（産業公害防止貸付） 国民金融公庫（公害貸付）による貸付
表 98	公害防止事業団貸付実績
表 99	公害防止管理者等設置状況
表 100	昭和 54 年度環境週間行事実施状況一覧表
図 1	県内自動車保有台数の推移
図 2	三大河川の BOD 測定結果
図 3	三大河川の水質の経年変化
図 4	都市河川の BOD 測定結果
図 5	二級河川の BOD 測定結果
図 6	湖山池の水質測定結果
図 7	東郷池の水質測定結果

- 図 8 多鯨ヶ池の水質調査結果
- 図 9 中津の水質測定結果
- 図 10 美保湾の水質測定結果
- 図 11 日本海沿岸のCOD測定結果
- 図 12 主な水質汚染の要因
- 図 13 鳥取市の地盤沈下等量線図
- 図 14 し尿処理の状況（昭和53年度）
- 図 15 市街地処理区域内におけるし尿処理の状況（昭和53年度）
- 図 16 ごみ処理の状況（昭和53年度）
- 図 17 市街地処理区域内におけるごみ処理の状況（昭和53年度）
- 図 18 浄化槽設置基数の推移
- 図 19 産業廃棄物処理業者の状況の現況
- 図 20 産業廃棄物処理業者の推移